

○ 委員長

別に質疑ありませんか。

○ 川上委員

今、図書館のこと、学校のことがありましたので、図書館のことについてお尋ねをします。

先ほどから申しております市民意見の中で、図書館にかかわるところを私も読ませていただきました。ある方は、齋藤市長の施政方針に着目されて、この中で図書館運営について市長が、このように述べているところを引用されています。「地域における情報の集積、発信施設の一つとして、幅広い資料の収集や情報の提供に努めるとともに、多様な学習支援機能を持ち、乳幼児から高齢者まで幅広く利用できる生涯学習の場として市民に親しまれる図書館づくりに努めてまいります」。

このスタンスは、今年度も変わっていません。要するに、図書館は充実するということなんですね。せんだって国会で、実は自分は郵政民営化に反対であったというふうに総理大臣が述べて波紋を呼んでおります。これは、内容は別ですが、施政方針だとか、基本方針に基づいて、市長はどのような態度をとり続けるかということが問われたものとも共通すると思います。

先ほど紹介がありましたけど、本議会は、昨年12月の19日に請願第6号飯塚市の図書館サービスの平準化と向上を求める請願、これは、颯田区の上野伸五議員と安藤茂友議員、それから、穂波区の西秀人議員と藤本孝一議員が紹介議員となって全会一致で採択したのなんですね。この中には、穂波・颯田地区の図書館が、非常にほかの地区に比べて大きな格差が存在して劣悪だと。だから、充実してもらいたいということを書いてるわけです。しかも全体として5館全体としてレベルアップを要求してるわけですね、サービスの充実を。これを請願があり——4団体代表から請願があり、可決したわけです。

施政方針でも言ってる内容と、この方向は一致してるわけです。市長が言ってることと、それから、請願者が言ってることと、議会が言ってることは一致してるわけですね。それで、私は今回実施計画策定と聞いて、ここところが、どういうふうに改められるか。実施計画、素案がどのように改められるか、非常に期待もして待っておったんですが、変わってない。颯田の図書館は、図書館法から外して図書室にします。穂波も21年度については少し開館日あるいは開館時間の縮小、縮減にとどめるけども、基本的には廃止の方向だと。市長が言ってること、請願者が言ってること、議会が言ってることと違うことが行革推進委員会ですか。市長もおられるんでしょう。そこで確認されて、堂々と発表されて議会にも本調査特別委員会にも報告されると。これは、一体どういうことかと思うわけです。どういう議論をして、こういう修正をしたのか。こういう内容を打ち出したのか、どういう議論をしたのか、それを聞かせていただきたいと思います。

○ 行財政改革推進室主幹

図書館サービスの平準化と向上を求める請願につきましては、全会一致ということで採択されたということで非常に重く受けとめてはおります。また、市民意見の中でも、穂波図書館、颯田図書館につきましては、多数の意見が出ております。

この請願の中にも書いてありますように、利用者である市民、それから、各種団体との十分な検討がなされない中での図書館サービスの切り下げについては云々というような表現がございます。こういうことを考えまして、白紙の状態で穂波図書館につきましては、1年間かけて利用者、それから、ボランティア団体の方の御意見を聞きながら検討をしていきたいと。また、颯田図書館につきましても、引き続き全市的な読書環境の充実という観点から引き続き検討を行っていきたいというふうに考えております。

○ 川上委員

請願書の一番重要なところはどこですか。その起承転結があります。「起承」も重要だし、「転」

も重要ですよ。「結」ではないですか。したがって、以上のような理由からというところは何て書いてますか。同意がないまま廃止してはいけませんよとか書いてないでしょう。手元にありますか。市長、ないでしょう。

じゃ読みましょうね。利用者である、その前から、「以上のような理由から、利用者である市民や各種団体との十分な検討がなされない中での図書館サービスの切り下げについて行わず、新しい飯塚市のすべての地域の住民がいつでも、どこでも、だれでも十分な図書館のサービスを平等に受けることができるように図書館の基本方針を定めた上でサービスレベルの平準化と向上を図っていただくようお願いいたします」て書いてるじゃないですか。この後段部分が重要なんでしょう。ここが結論じゃないですか。

だから、どういう議論をしたかを聞いているわけです、あなた方が。主幹がどう判断したかは聞いてないんです。こういう市民意見も募集して寄せられてるじゃないですか、困るということがたくさん、廃止は困ると。子どもからも来てる。それをどこで見て、議会の請願、採択した部分もどこで見て、どういう議論をしたのか。やっぱりお金がないから議会がこう言っても仕方がないと。市民がいろいろ言ってもお金がないから仕方がないという議論をしたのかどうか。その辺を聞きたいわけです。どういう議論をしたんですか。

○ 生涯学習課長

今の御指摘のありましたように、全市的なサービスレベルの平準化と向上を目指すというところ、いつでも、どこでも、だれでも、こういったことがございます。ここを教育委員会内部でも協議いたしまして、この5館の平準化、サービスの平準化と向上という考え方と、飯塚市全市的なサービスレベルの平準化と向上ということがあると思います。

教育委員会としましては、全市的な立場で、そして限られた予算の中で全市的にどう広げていくかということを考えていったときに、穂波については、もう1年もと、市民と一緒に検討していこうと。穎田については、図書館の専用、いわゆる図書館の面積、これが43m²ぐらいしかございません。物理的にここの拡充、本をふやしていく、あるいはそこでいろんなボランティア活動をしていくということについては、物理的に難しいものがあるのではなからうかと。であるならば、穎田につきましては、穎田図書館から図書室とするにしても、あと小学校の統廃合、多機能化の状況等、これも市民と意見を聞きながら、ここの中でどんなサービスの向上ができるかを検討していきたいというようなこと、そういうことをいろいろ検討しまして、全市的に、いわゆる八木山でもやはりこういった図書のサービスを受けられるようなことはできないか。あるいは幸袋、図書館のないところ、遠いところでもサービスの向上を受けることができないかというようなことをいろいろ検討する中で、最終的にこういう方向性を出したものでございます。

○ 川上委員

じゃ、穎田の図書館の充実を本当に願うなら、図書館法の枠から穎田の図書館外すべきじゃないですよ。ここには書いてないけども、図書館法の適用を外すっていうことでしょう。今、トヨタでも日産でもキャノンでも、自分の手前勝手な都合で派遣切りをして、そして、派遣会社の寮からたくさんの派遣労働者が追い立て食ってるでしょう。引っ越し先もないのに、追い立てを食ってるわけですよ。穎田の図書館同じじゃないですか。穎田の図書館の利用者たちは、新しいところを、あなた方考えるとか言うけど、行き先もないのにもう廃止しますということでしょう。順序が逆じゃないですか。だから、穎田の図書館は、図書館法適用を続けるべきです。

それと、先ほどから生涯学習課長だけではないけれども、財政問題と言われてるわけです。じゃ穎田の図書館、その廃止して図書館の図書室にすることによって、幾ら財政縮減効果があるのですか。検討したでしょう。それを聞かせてください。

○ 生涯学習課長

颯田図書館につきましては、颯田図書室にすることよつての財政効果というものは現在のところ算定は数十万円程度というふうと考えております。あと穂波につきましては、これについての廃止あるいは存続、これによつては、大きな金額になつてこようかとは思つておりますが、颯田については図書費が変わつてくる程度だとは思つております。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:40

再開 13:46

委員会を再開いたします。

○ 生涯学習課長

先ほどの颯田図書館を颯田公民館の図書室にすることよつての財政効果についての訂正をさせていただきます。

先ほど数十万円の効果があるというふう発言いたしましたけれども、颯田図書館につきましては、財政の名称が変わるだけで財政的な効果と変更というものはございません。おわびして訂正をさせていただきます。

○ 川上委員

じゃもう最後に確認しますね。あなた方のこの追加で書いた傍線の部分は、颯田図書館は、財政効果はないけれども、図書館法の適用を外して廃止し図書室にすると。財政効果はないというわけですから、充実はないということですよ。

それから、穂波図書館については、白紙と、廃止するかどうか白紙と言われましたね。白紙でしょう。だから、白紙ということであれば、もうあなた方提案しないという理解でいいですか。それで、白紙なのに、財政縮減効果を求めて開館日と開館時間については、縮減、短くしていくということなんですよ。これもサービスの向上に逆行しますね。このことを確認しようと思うんですが、それでいいですか。

○ 生涯学習課長

穂波図書館につきましては、再度、利用者やボランティア団体等の意見を聞きながら検討をして方向を決定するというふうにしてることでございます。

○ 川上委員

じゃ、白紙と言われたけれども、廃止を選択肢の中に入れておると。それを廃止を選択肢の中に入れて利用者やボランティア団体から意見を聞いて方向性決定するということなんですよ。だから、廃止という選択肢を持つておるとということなんですよ。どうですか。

○ 生涯学習課長

あくまでもいわゆる全市的なサービスレベルの平準化と向上を目指すということを前提にしながら利用者あるいはボランティアの皆さんとの話をしていきますので、前提であるとか前提でないとか、そういったことはございません。

○ 川上委員

前提とか言つてないわけですよ。選択肢に入れてるんですよ。それを確認、もう今の答弁で確認できました。

それで、学校給食について、13ページですよ。給食センター自校方式の給食調理場についてなんですが、この中で自校方式の給食調理というところにアンダーラインがありますね。お尋ねします。現在、庄内小学校の給食調理民営化の進行状況はどうなつていますか。お尋ねします。

○ 学校給食課長

2月5日に指名競争入札しまして業者が今のところ内定している状態でございます。

○ 川上委員

内定というのはどういう意味ですか。仮契約を結んでおるとい、契約議案を議会に出すという意味ですか。

○ 学校給食課長

議案事項ではありませんので、今のところまだ正式な契約は済んでない、終わってないということです。

○ 川上委員

じゃ入札が終わったと、契約はまだ結んでないと。そういう時期にあるという意味ですか。

○ 学校給食課長

そのとおりです。

○ 川上委員

そこで、この13ページの①の中に自校方式の給食調理の民間委託「20年度までに方針を策定し、計画的に実施」と書いてありますね。これはもうできておるんですか。

○ 学校給食課長

まだ、ただいま作成中でありまして、まだ、正式には決定しておりません。

○ 川上委員

あなた方は、ここでは、その方針を策定し、計画的に実施すると書いているのに、その方針が策定されていないのに2月5日入札をし、まもなく契約を結ぼうとしているということなんですね。そういうことですか。

○ 学校給食課長

具体的な内容で、平成20年度末までに方針を決定してありますのは全体的な計画でございます。

○ 川上委員

要するに、あなた方は、自分をも欺いているということじゃないですか、教育長。それで、こういう自分をも欺きながらやらなければならないほどのこの民間委託圧力というのは何でしょうかね。そこで、②の場合、13ページの見直しの方向の②の中に、今度新たに傍線部がありますね。「需要が見込まれる場合は」と書いて、「多機能化について検討を行う」と。多機能化というのはどういう意味ですかということになるんだけど、これは、下のほうにも書いてあります。どういうことですか。

○ 学校給食課長

多機能化につきまして、一応、給食調理場につきましては、学校給食に提供する給食を調理するのが主な仕事でございます。それ以外に福祉関連施設等への給食調理及び配食サービスなど需要が見込まれる場合、これが多機能化と考えております。

○ 川上委員

学校給食法に基づいて物事を考えていかなければならないと思うわけです。それで、重要が見込まれる場合というのは、どういうときですか。「見込まれる場合は」というのは。

○ 学校給食課長

福祉関連施設等への給食調理及び配食サービス、この配食サービスにつきましては、夕食等の配食等の需要が見込まれる場合と考えております。

○ 川上委員

学校給食の立場からは、こういう需要とか見込まれるはずがないんですよ。行政の立場で見込まれる場合は、例えば、高齢者福祉とか、高齢者支援課であるんじゃないですか。そのサイドで考えればいいじゃないですか。なぜ学校給食課がこのことを考えなければならんのかと。その需要が見込まれる場合というのは、そういう意味でたどっていったら、参入しようと思っている業者が、子どもさん、児童、生徒だけの給食ではなくって、その業務以外の時間帯に真夜中とか、高齢者向けの配食サービスの仕事をそこでさせてくれと言ったときに需要が見込ま

れる場合ということになるんじゃないですか。学校給食課が、自分で需要が見込まれる場合とかないでしょう。じゃ市長、答弁求めます。

○ 市長

今の学校給食の質問に関してですけれども、先ほどの図書館に関して、私も答えようと思ったんですけど、所管の委員会で私は答えようと思ってたんです、所管の委員会で。（「ここが所管じゃないですか」と呼ぶ者あり）所管ですか。委員長、ここ所管ですか。それすべてこれに入ってくるんですか、私わからないんです、その辺が。（「市長が提出したから質疑やってるじゃないですか」と呼ぶ者あり）議案が出るからやるの。議案が出る、当然そうよ。議案が出たときに、それでやろうという気持ちでおったわけですけども、委員長のほうでそれをいいということであれば、私も答えていきたいと思いたすけれども。

○ 委員長

あなたが答えるち言いなつたけ私は……

○ 市長

いやいやこれからのことです。私すべてのことに対してそれを思いよるんですけども。ずっとやっていっていいの。

○ 委員長

市長が答弁求められたらやっていいですよ。だから、今の答弁だけでしょ。

○ 市長

いやいや、だから今の分も答えようと思ってるんですけども、答えてもいいんですけども、これからのことに関して出たときの話です。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:57

再開 14:01

再開いたします。

○ 市長

学校給食の多目的な機能というのが、ここにも書いてますように、学校給食の調理に支障が出ないことが前提と。これが壊されるのであれば、当然、もうそれはやっちゃいかんことであって、支障が来さないことが前提ですから、支障が来さないということがなければやるけれども、支障を来すということであれば、それはやらないわけですから、そこの部分を御理解いただきたいと思いたす。

○ 委員長

川上委員ね、ちょっと休憩いたします。

休憩 14:02

再開 14:04

委員会を再開いたします。

○ 川上委員

市長、私が聞いたのは、学校給食法で仕事してるわけだから、それから言えば、その需要が見込まれるはずがないんです。多機能化について。学校のほうからあれもしたい、これもしたいとかあるわけないんです。だから、重要が具体的に見込まれる場合というのは、どういう場合かという、私とその請け負いたいという業者がほかにも仕事したいんだと、実は。夜はあいてるじゃないかと、させてくれと言ったときに重要が見込まれるということになるんじゃないかと、そういうことを聞いたわけです。それ以外に需要が見込まれる場合というのはないでしょう。需要が、災害とかいうのは見込まれるちゅうことじゃないからですね。突発的に生じるわけだから。だから、参入したいという業者が、多機能化を求めているんじゃないのかという

ことを聞いてるわけですよ。違うんですか。

○ 教育部長

今、市長が答弁しました自校方式の給食、いわゆるこれは学校の給食に支障が出ない限りということ、そのほかに基本的に学校の施設の中に調理場があるということの中で、地域とか、福祉関連施設とか、そういう福祉関連等にそういう施設を利用して、いわゆる住民サービスができるという考え方がないかということ、これを主管課、いわゆる給食と言われますけれども、これは見込まれるというのは基本的に福祉関連とか、そういう所管のほうがこういうことで利用できないだろうかと言ってくるときに初めて見込まれるということが出てくるわけで、今、質問者が言われるように、業者のほうからのどうのこうのということではございませんので、その点、よろしくをお願いします。

○ 川上委員

じゃあとはちょっと短くいきましょね、これについては。

それで、下から、13ページの下から8行目あたりに、7行目か、「福祉関連施設等への給食調理」と書いてますね。書いてるでしょう。対照表の素案のときには、この福祉関連施設等への前に「地域内の」とついていたわけですが、この4文字が。教育部長、これ外したでしょう、「地域内の」の4文字を。何のために、この「地域内の」という4文字を外したんですか、教育部長。

○ 教育部長

この地域内の福祉関連施設等というものが外れているのではないかという御質問でございますけれども、先ほどからる説明しておりますけれども、学校給食は、これ児童生徒のために提供する施設であります。ただ、先ほど言われますように、福祉関連施設については、これについては、今言うように、そういう学校にある施設を利用して、そして何らかの市民サービスを、福祉サービスができないかということの中で総合的に問題点、その下にありますように、課題とか問題点等を整理しながらやっていけることができるのではないかということで市民サービスの向上ということで書いております。

○ 川上委員

じゃそろそろ締めくくりましょね。この「地域内の」という4文字を削ることによって、要するに地域外へも配食することができるようになるわけですね。当然でしょう。だれがサービスするんですか。飯塚市がするわけないでしょう。業者がサービスするんですよ。だから、福岡市の業者がこの民間委託を受けたら、福岡市、車行き帰りしてるわけですから、往復してるわけですから、福岡市の配食サービスだってできるっていうことなるでしょう。だから、これは公式文書になってるわけですから、あなた方はもう退職されるでしょう。数年のうちに退職される方もいます。実施期間中ずっとおる人は少ないでしょう。だから、こういう文言がなぜ外れるのか、なぜつけ加わるのかということころは、意味もなくそういうことならないでしょう。だから、そこを指摘せざるを得ないということをおっしゃるわけですね。

給食についての質問を終わりますが、もし委員長、関連の方がおられたら。

○ 委員長

質疑ありますか、別に。

○ 原田委員

ちょっと飛ぶんですけども、29ページですね、こちらですね。この弓道場についてちょっとお尋ねをいたします。

まず、この弓道場っていうのは、この具体的な内容にも触れてありますけれども、昭和47年に設置されたものであるということでもあります。これは、旧オートレース場が解体されたときに、この古材でもって建てられたものなんですよ。あくまでも簡易的に建てられたんです。この古材でもって簡易的に建てられたっていう事実は御存じなのか、まず担当者にお尋ね

をいたします。

○ **スポーツ振興課長**

存じております。

○ **原田委員**

それで、建てられまして、当時の飯塚市長が、これでちょっととりあえず我慢してくださいと。そのうち立派なものを建てますからっていうふうに述べられたそうであります。それが、今回、これに書いてありますが、老朽化が著しいことから、古材ですから当たり前のことなんですよね、これ、もともとが古いもので建ててるもんですからね。現に、その飯塚では、ここ1つしかございません。だから近隣自治体に設置されておる弓道場と比較してっていうふうな形しか、もうこれは施設規模が大きくと、このように述べてあります。

これを今回比較いたしますと、廃止等を含めというのが廃止がなくなっております。ということはこれは継続であるのかなと思うんですね、単純にいけますと。廃止という言葉がなくなってますんでね。

ところが、1つ気になるところがあるんですよ。具体的な内容の3行目に、右側ですけれども。「現行どおり」っていう言葉が入ってるんです。当分の間は存続させる必要があるが、「当分の間は現行どおり」って、これ修理もなんもせんぞってというようなふうな受けとめ方が受けられるんですけれども、これに関してはどのような考えでもってこの「現行どおり」を追加されたのか、お尋ねをいたします。

○ **スポーツ振興課長**

当然、弓道場、御存じのように、建物も木造で古うございます。ただ、昭和47年建て増した後、何もやってないかと言えば、そういうことでは決してございません。当然、補修等々やりながら現状を迎えております。その中で、現況どおりという部分で、委員が言われました、じゃ何もしないのかという部分につきましては、昨年も一部ポンプ補修したりとか、いろんなことは当然使えるようにやっております。ですので、そういった意味では何もしないということではないというふうに御理解をいただきたいと思います。

でも、文章上、当分の間は現行どおりというのは、廃止等の問題がありましたので、そういった部分というふうにちょっと御理解していただければというふうに思います。

○ **原田委員**

私ぐずぐずは言いませんけど、じゃあ、現行どおりというのは、今まで何か修復すべきところがあれば修復すると。そして、ただ、廃止というのはなくなって、弓道関係団体と協議を行いと、今後の方向性を決めていくというふうに理解していいわけですか。これ一番ポイントですから、しっかりと答弁してください。

○ **スポーツ振興課長**

そのとおりでございます。

○ **委員長**

次に質疑ありませんか。

○ **川上委員**

公民館についてですけども、二、三だけお尋ねをいたします。1つは、14ページの③など、菰田公民館、穂波公民館、これ3です。⑤は筑穂公民館、⑥は庄内公民館なんですが、決定の手法として、素案の段階では協議を行いながらと書いてあるんです。これが決定の実施計画では意見を聞きながらというふうに変わっているんです。それで、私はこの協議を行いながらと、意見を聞きながらというのは、この間のあなた方の手法を考えると聞き置くと、貴重な意見として承っておきますというような言い方に代表されるような、聞くだけと。協議と聞くと大分違うでしょう。どうしてここをこのように変えたのか、あえて、そこをお尋ねしたいと思いません。

○ 中央公民館長

公民館の部分につきましては、旧素案と今回多少の文言修正しておりますけども、質問議員が言われました協議を行いながらと、意見を聞きながらという、どう違うのかということでございますけども、基本的には同じことだと認識いたしております。

○ 川上委員

じゃあ、協議に戻したらどうですか。やっぱり協議のほうが、住民というか、関係者の市民の意見を重く受けとめて話し合っ決めていくというニュアンスがこもるでしょう。同じことなのに、何か先ほどもそういう審議があったですね。同じことなのになぜ変えるのかと。同じじゃないですからです。

これは、あなた方が時間を区切って、超スピードで仕事をしたいからですよ。その間に多少の住民、市民から、市長、そういう姿勢はやめてくださいよ、もう2度目ですから。私は、そうやって質問してますか。お願いします。だから、強行突破というかな、時間は決めてます、スケジュール決めてます、多少市民の意見があったとしても、聞くけどやるという感じなんです。なぜか、合併特例債の使用期限が接近しているからです。これは、菰田、穂波の関係でいえば、学校の統廃合があるでしょう。それから、複合化、多機能化があるでしょう。公民館をその中に入れたいと思っているでしょう。だから、学校のほうでも深刻な矛盾を生む、公民館のほうでも矛盾を生む。しかし、いろいろ意見があってもスケジュールどおりやらないと合併特例債を使えないとか、そんな本末転倒したことを考えておるんじゃないかというのを心配しているわけです。その協議、そうじゃないですか。

○ 行財政改革推進室主幹

この協議というのを意見を聞きながらということで修正した箇所はここだけではございません。この公民館につきましては、小中学校を含めた中でコミュニティ範囲をどのようにするかという部分も大変大きな問題でございます。そういうことから、広く地域住民とか、関係団体の方の御意見を幅広く聞きたいということで、こういう表現をいたしております。協議ということになれば、ある一部地域とか団体とかいうふうにとられかねることもありますので、こういう表現をさせていただいております。

○ 川上委員

もうそれこそ水掛け論みたいになってもいけないですけども、あなた方は言葉の使い方をこう書いておるんです。地域住民及び関係団体等の協議とか、地域住民及び関係団体の意見を聞きながらとか書いておるわけです。だから、今の主幹の言われたのはへ理屈です。どうしてもそういうふうに言いたいんだったら両方書けばいいじゃないですか。どこそこと協議、どこそこと意見を聞くと。だから、本質に何があるのかということをお心配して聞いているのに答弁がないということです。

それから、公民館についての最後にしたいと思います。まちづくり協議会（仮称）というのがありますね。これを、15ページ見ますと、地区公民館ごとに設置すると書いてあります。現在、自治会連合会が活発かどうかいろいろ評価が分かれるところもあるかもしれませんが、積極的な活動をされてますね。それと、このまちづくり協議会（仮称）とはどういう関係になるのでしょうか。自治会連合会はそのまま残るのか、まちづくり協議会別につくるのか、つくるとすればそれは何なのか。そこのところを、ちょっとわかりにくいので説明をお願いします。

○ 市民活動推進課長

現在、今質問の川上委員が言われましたことについては、コミュニティ活動は既に行われているというふうに感じております。しかしながら、これから先、少子高齢化、またはいろんな地域の課題を解決していくためには、それぞれ地域の方が御協力、または力を出し合い、知恵を出し合い協力していかなければならない時代が参ったと思っております。そのためには、今

現在、地域活動の大半の部分、ほとんどの部分を自治会さんが一生懸命頑張っておられますが、その自治会さんの活動以外にも力を合わせて活動していただくような会議、または団体、ここで言いますまちづくり協議会等が必要になってくるのではないかと考えております。そのような意味で、ここに表記していることとさせていただきます。

○ 川上委員

余り公的施設のあり方、公的施設をどうしようかということとは直接結びつきが弱いような気がしないでもないんです。それなのにどうしてこれが押し込まれてくるのかという気がします。

それから、郷土館のことについて、19ページ、ここはかなり追加があつてるところです。穂波郷土資料館などもあるわけです。市民意見募集の中で、私は現在、穂波郷土研究会の責任者ですという方が、11月30日付で、将来にかけてこの資料館は必要不可欠な拠点としての活躍の場であり、永続的に活動が続けられるでしょうし、市民にとって文化の泉となるよう努力する所存です。ぜひとも資料館の存続を切望してやみませんという意見が出てます。この意見については、どのように検討されて、こういうふう書き直しがあつたのかお尋ねをします。

○ 文化財保護課長

郷土研究団体、穂波郷土研究会でございますが、特にこの研究団体は古文書を中心にした研究を行なわれておりまして、当分の間、収蔵庫として考えておりますが、収蔵庫の中には古文書等をたくさん収蔵しておりまして、この収蔵庫から古文書を取り出して、1階の会議室で郷土研究会の方が研究をしたり、学習したりとできるように考えておりまして、こういうことを郷土研究会の方とも話しております。

○ 川上委員

結局、この研究会の責任者は存続を切望されてるわけだけでも、あなた方は廃止するという事じゃないんですか。意見はあるけども答えられないということなんじゃないですか。

○ 文化財保護課長

郷土研究会の皆様様の御意見は、古文書の調査、研究、学習というのが主でありまして、穂波郷土館を廃止いたしまして、飯塚市歴史資料館に統合するという事でございますが、これは、新市になりまして統一的に施設も広く、駐車場等も十分整備しております飯塚市歴史資料館のほうで、統一的に展示をやったほうが非常に効果的でありますし、文化振興にもつながる関係で統合を考えておりまして、決して、穂波郷土研究会の方の妨げになるようなことは考えておりません。

○ 川上委員

私は、19ページの備考欄の黒丸の下のほうに、市内の文化遺産等を活かした観光都市づくりの拠点施設であるという部分を削除というのについては、なぜかとも思うんですが、賛成なんです。やっぱり歴史資料館を観光という角度、側面があるのは間違いないでしょう。しかし、それが拠点というふうになることになると間違いないのかというふうにも思うんです。だから、これを削除すること自身はいいことだと思うんだけど。今、古文書を扱っている研究会の方のことについて言われたんですけど、実は皆さんは、穂波図書館を残してもらいたいという子どもさんの、あるいは保護者の方の意見は読んでありますか。この中に、郷土館、どういうように使って、だから残してもらいたいという回答があるんです。例えば、小学校の授業で穂波の歴史を調べるときも図書館や資料館を利用させていただきました。大変お世話になっておると書いてあるわけ。だから、私は、郷土館については1通だけというふうになっているけど、同じところにある施設ですから、本来はこちらのほうもあなた方読むべきだったと思うんです。ちょっとそういう意味では視野が狭いんじゃないですか。観光じゃなくて教育という関係から見れば、この郷土館、歴史資料館については終わります。

○ 委員長

続いて質問ありますか。

○ 川上委員

それでは、22ページからの社会教育・生涯学習宿泊施設及び八木山高原ユースホステルについてお尋ねをしたいと思います。

これについては、素案の段階でも少し詳しくお尋ねをいたしました。冒頭に市民意見についての紹介が別紙であったんだけど、それについて本質をとらえてないんじゃないかとも言いました。この市民意見について担当課どのように受けとめて、八木山高原ユースホステル、やっぱり廃止して売るということを決めたのかお尋ねします。

○ 商工観光課長

市民の御意見のほうにつきましては努力をさせていただいております。この中で、宿泊研究型の支援体験学習青年教育施設等がなくなることは云々かんぬんということで書いてございますけども、この分につきましては、合併後、庄内町あるいは筑穂町等にこのような施設等がございますので、こういう施設を活用しながら活用ができるんじゃないかということで当初から計画をしておりました、ユースホステルの廃止等については考えております。

○ 川上委員

今商工観光課長が答弁されたんですけど、この意見は、観光施設としては廃止でも構わないと思いますと。教育施設として充実させたほうがいいんじゃないかということを言われてるんです。生涯学習課長は、この意見は読まれてますか。

○ 生涯学習課長

この意見については読ませていただいております。ただ、個別の施設につきまして、八木山青年の家につきましては、生涯学習課のほうで管理しております、これの老朽化によつての生涯学習施設としての八木山青年の家の分につきましては、用途廃止したいということで結論づけをいたしておりますが、八木山高原集会所、それから、高原ユースホステル、これにつきましての詳しい中身をまだ存じ上げておりませんので、これを果たして社会福祉施設としての活用できるものなのかどうなのか、そういったことについてまだ検討をいたしておりませんので、これにつきましては、また後ほど関係課といろいろ協議をさせていただきたいというふうに思っております。

○ 川上委員

じゃあ、今の答弁のとおりなら、実施計画のこの部分は凍結するというふうに答弁できませんか。

○ 生涯学習課長

これは、読む範囲でございますけども、社会教育施設、宿泊型の体験施設というふうに考えていけば、穂波の青少年野営訓練所、それから、筑穂町、それから、庄内とそれぞれ宿泊体験型の生涯学習施設というものがございますので、これについて活用できるのではないかというふうには思っておりますので、この文書について変えるというような気持ちは持っておりません。

○ 川上委員

だから、穂波の不便の家とかここで持ち出したらだめですよ。全然話違うでしょう。八木山高原ユースホステル行ったことあるでしょう。所管が違うかもしれんけど行ったことあるでしょう。ないんですか。ありますね。それで、その不便の家とかとは全然比較しようがないわけです。だから、あなた方が、これを先ほど言ったように生かす方向で検討するというのであれば、実施計画をこのように書くのは、売り飛ばすというふうに書くのはおかしいんじゃないかと言ってるんです。

○ 生涯学習課長

これにつきましては、これまで生涯学習施設として管理しておりました八木山青年の家につ

いてのみちょっとお答えさせていただきますが、これにつきましては、御承知のとおり、昭和の38年でしたか、40何年だったか、非常に木造の古い建物になっておりますので、これにつきましては、用途廃止をしたいというところでのここでの計画を上げさせていただいております。

○ 川上委員

かみ合いません。だから、市民意見を募集して、あなた方が出すなというふうに言われたと言っていましたよ。こういう市民意見を出すべきじゃないと。そこまで言われたけども出しているわけです。だから、もっと意見をやっぱり尊重していくべきじゃないですか。観光課か、商工観光でしょう。

それから、サンビレッジ茜です。筑穂からこれだけたくさんの賛同者名つけて意見書が出ているんですが、これ受けとめてどういう議論をされましたか。その議論の後に、かなり修正が入ってるんだけど、どういう議論をしてこの修正になったのかお尋ねしたいと思います。

○ 商工観光課長

サンビレッジ茜につきましては、署名が出ておりますので、それをもとに内部で検討しております。その結果で21年度に方向性については決定をするということでの結論を出しているところでございます。

○ 川上委員

この選択肢の中に廃止というのは入っていないんでしょう、どうですか。

○ 商工観光課長

入っておりません。

○ 川上委員

人工スキー場は21年度末に廃止すると書いてますね。

○ 商工観光課長

この見直しの方向性の中にも書いておりますように、平成21年度末までに指定管理者を初め、地域住民等と協議を行い、指定管理期間満了後における施設の方向性を決定するということでの記載でございます。

○ 川上委員

そちらと違うの持っておるんですかね。37ページに、具体的な内容と書いて、一番下の行です。サンビレッジ茜の人工スキー場は平成2年に云々と書いて、失礼いたしました。これは、関の山いこいの森のことですね。21年で廃止ということですよ。ちょっとページを乱れましたね、失礼いたしました、関の山いこいの森のことを言ってしまいましたね。じゃあ、サンビレッジ茜はこれで一応終わって休憩しますので。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14 : 37